

記入例

川越町中小企業等持続化給付金交付申請書兼請求書

令和□年 ○月 ○日

川越町長 様

(申請者)

履歴事項全部証明書に記載されている本店所在地・法人名・代表者名を記入してください。

住 所 三重郡川越町○○番地

名 称 株式会社 ○○○

氏 名 代表取締役 川越 太郎 ㊟

川越町中小企業等持続化給付金の交付を受けたいので、5に記載の誓約に関する同意をした上で、下記のとおり申請し、給付金を請求します。

記

該当の計算式Gの金額を記入してください。

1 給付金請求額 金 400,000円 (計算式のGの金額)

(計算式(1)、(2)、(3)、(4)のうち該当するGの金額を記載してください。)

2 事業者情報

主たる業種	その他の小売業	別紙「日本標準産業分類一覧表」を参照し、中分類で記入してください。
事業開始年月日	令和2年〇〇月〇〇日	申請者の住所と同じになります。事業開始年月日・資本金は、履歴事項全部証明書に基づいて記入してください。
所在地	三重郡川越町〇〇番地	
資本金	50万円（法人のみ）	
従業員数	5人（常時使用している従業員）	
電話番号	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇	令和2年4月1日時点の従業員数を記入してください。
携帯電話番号	〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇	

3 給付申請額の計算

※（１）、（２）、（３）、（４）のうち該当する計算式のみ記入してください。

（１）通常の計算式

対象月の売上高 A	前年同月の売上高 B	減少率 C
年 月	年 月	$(B - A) / B \times 100$
円	円	%
		20%以上50%未満が対象

D	E	F
Bの月を含む年間 総売上高	$A \times 12$ か月	$D - E$
円	円	円
		G（給付申請額）
		以下の上限とFの小さい金額 ※法人上限 40万円 ※個人上限 20万円
		円

※特例に関する計算式は次ページ以降にあります。

(2) 新規創業事業者の計算式 (2019年に新規開業した事業者)

対象月の売上高 A	前年の月平均の売上高 B	減少率 C
2020年 月	2019年の総売上高/ 2019年の開業後月数※	$(B - A) / B \times 100$
円	円	%
		20%以上50%未満が対象

※開業した月は、日数に関わらず1か月とみなします。

前年の総売上高 D	対象年度の総売上高 E	F
B × 12か月	A × 12か月	D - E
円	円	円
		G (給付申請額)
		以下の上限と F の小さい金額 ※法人上限 40万円 ※個人上限 20万円
		円

(3) 新規創業事業者の計算式 (2020年の1月から3月に新規開業した事業者)

※2019年1月から同年12月の間に開業した事業者で2019年の事業収入が存在しない

(0円) の場合も本計算式に記入できます。

対象月の売上高 A	2020年1月から3月の 月平均の売上高 B	減少率 C
2020年5月	2020年の1月から3月の間 の総売上高/開業月数※	$(B-A) / B \times 100$
400,000円	750,000円	46.6%
	小数点第2位以下を 切捨ててください。	20%以上50%未満が対象

※開業した月は、日数に関わらず1か月とみなします。

基準売上高 D	比較売上高 E	F
$B \times 6$	$A \times 6$	$D - E$
4,500,000円	2,400,000円	2,100,000円
		G (給付申請額)
		以下の上限とFの小さい金額 ※法人上限 40万円 ※個人上限 20万円
		400,000円

AからGについては、1円単位
まで記入できます。詳しい計算
方法については、「申請のご案内」
を参照してください。

(4) 季節性収入がある事業者の計算式（月当たりの事業収入の変動が大きい事業者）売上高の減少率①（①と②を両方満たす必要があります。）

任意の1か月※を含む連続した3か月の売上高の合計 A	Aの前年同期間の3か月の売上高 B	減少率 C
(2019年から2020年) 年 月から 年 月	(2018年から2019年) 年 月から 年 月	$(B - A) / B \times 100$
円	円	%
		20%以上50%未満が対象

※少なくとも2020年の任意の1月を含む必要があります。

売上高割合②

前事業年度の総売上高 D	売上高割合 E
年 月から年 月	$B / D \times 100$
円	%
50%以上が対象	

F
B - A
円
G（給付申請額）
以下の上限とGの小さい金額 ※法人上限 40万円 ※個人上限 20万円
円

※記載にあたっては、別紙記入例をご参照ください。

5 誓約に関する同意

川越町中小企業等持続化給付金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。
なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、給付された川越町中小企業等持続化給付金を全額返還することに同意します。

- 1 給付金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。
- 2 申請日時点において、国（経済産業省）の持続化給付金の申請はしていません。また、今後も申請は行いません。国（経済産業省）の持続化給付金の交付を受けた場合は、給付金を全額返金します。
- 3 川越町長が必要と認める場合は、国（経済産業省）へ持続化給付金の申請内容及び受給状況を照会し、及び確認することを承諾します。
- 4 川越町長が必要と認める場合は、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出、事情聴取等の調査に協力します。
- 5 以下の項目に該当しません。
 - (1) 暴力団（川越町暴力団排除条例（平成23年条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - (2) 法人である場合、役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 政治団体で政治活動を行っている者
 - (5) 宗教上の組織・団体で宗教活動を行っている者
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- 6 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。